

同 意 書

〔閲覧者の守るべき事項〕

1. 閲覧バッチを着用すること。
2. 閲覧は、指定された場所で行うこと。
3. 閲覧の記載事項の転記は、窓口で手渡された専用の記入用紙を使用すること。また、筆記用具は、備え付けのものを使用すること。
4. 記入用紙には、転記事項以外は記載しないこと。また、余白への記入は行わないこと。
5. 備え付けの文具、および専用の記入用紙以外は、閲覧席の上に置かないこと。ただし、犯罪捜査など特段の事情により係員から許可を受けたものを除く。
6. 手荷物は、係員の指定した場所または又は空席や足元などに置き、本人が管理すること。
7. 閲覧席では私物の取り出しなどは行わないこと。
8. 閲覧台帳の記載事項の読み上げ、録音、撮影、複写、居住者名簿等との照合は行わないこと。また、閲覧場所へ電子機器等を身に着けて持ち込まないこと。
9. 閲覧者以外の者を同伴しないこと。
10. 他の閲覧者への迷惑または事務の支障となる行為を行わないこと。
11. 不正を疑われるような行為は厳に慎むこと。
12. 閲覧可能時間外（12：00～13：00）は閲覧を中断し、記入用紙を係員に預け、閲覧席から退席すること。
13. 閲覧が終了したときは、直ちに係員に連絡すること。途中退席する場合は係員の許可を得て退席すること。なお、退席時間は時間手数料に含まれる。
14. 個人情報取扱事業者の場合は、「個人情報保護法」の趣旨を理解し、同法に定められた事業者としての責務を現に履行していること。
15. 前各号に掲げる事項のほか、係員の指示に従うこと。

上記、閲覧者の守るべき事項を順守します。

もし、違反行為があった場合には、その行為に基づき収集した個人情報の市への返納も含め、係員の指示に従い、一切意義を申し立てることを致しません。

以上について了承の上、閲覧します。

令和 年 月 日

住所（又は役職名）

氏名

印

〔注意事項〕

※偽り、その他不正な手段によって閲覧をした者は、30万円以下の過料に処せられます。（住民基本台帳法第50条）

※個人情報取扱事業者が同様の行為をし、個人情報を取得した場合、最終的にその者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。（個人情報の保護に関する法律第84条）

※閲覧場所には、不正行為防止用カメラを設置しています。閲覧を希望する者は、カメラ撮影を承諾したものとみなします。（八王子市住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱第3条の2）